

## 改正石綿障害予防規則に係る自主点検表

回答は末尾（4ページ目）の「（回答票）」に質問内容に対する回答をご記入いただき（該当するものに○をつけてください）、三重労働局健康安全課あて令和5年9月29日までにご提出をお願いします。

店社（建設工事に係る請負契約を締結している本社、支店等の組織をいいます。）、工場単位でお答えください。

**Q1：建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修の作業や工事を請け負うことはありますか。（1）～（3）をそれぞれ回答ください。（建築物のリフォーム、船や各種設備の定期修理を含みます。また、今後請け負う予定がある場合も含みます）**

（1）建築物 有・無

（2）工作物 有・無

工作物とは、土地や建物に設置するもの（されていたもの）であり、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント、ボイラー、非常用発電設備、反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等があります。

（3）鋼製の船舶 有・無

（1）～（3）に「有」が1つでもついた場合にはQ2以下も回答ください。

（全て「無」の場合は、Q2以下は回答不要です）

**Q2：建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修の作業や工事を行う前に、当該建築物・工作物・鋼製の船舶に対して、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行っていますか。（複数回答可）**

（石綿障害予防規則第3条により、施工業者には石綿の事前調査の義務があります）

（1）自社で調査を行っている

（2）外注により調査を行っている

（3）発注者や所有者に石綿の有無を確認している

（4）石綿の事前調査は行っていない

（上記（1）～（3）に1つでも がついた場合）

調査結果を3年以上保存していますか（保存する予定ですか）

している ・ していない

Q3:令和5年10月1日以降に着工する建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修の作業や工事を行う際、石綿の事前調査は、一定の資格（建築物石綿含有建材調査者など、小型船造船事業法に基づく主任技術者等で石綿等教育修了者（船舶に限る）など）を持った人が行う必要があります。

Q3-1：建築物・工作物・船舶の石綿の事前調査を行う方に資格要件が必要となることについて知っていましたか。

(1) 知っている	
(2) 知らなかった	
(3) 建築物、船舶の解体・改修（リフォームを含む）を行う予定はない	

→（上記で（1）又は（2）を回答した場合）

Q3-2：建築物石綿含有建材調査者などの資格を労働者に取得させる（又は事業者自ら取得する）予定はありますか

(1) 既に資格を取得している	
(2) 今後取得する予定（令和5年9月30日までに）	
(3) 今後取得する予定（時期未定）	
(4) 外注により対応するため取得を予定していない	
(5) (4)以外の理由により取得を予定していない	

→（上記で（1）～（3）を回答した場合）

Q3-3：取得又は取得を予定する資格は何ですか。（複数回答可）

特定調査者 ・ 一般調査者 ・ 一戸建て調査者・ アスベスト調査診断協会への登録・ その他（ ）

Q4：石綿の事前調査結果について、現場への備え付けや掲示を行っていますか。

（複数回答可）

石綿障害予防規則第3条等により、施工業者は（1）から（3）の掲示や備え付けを行う必要があります

(1) 作業員が見やすい箇所に事前調査結果の概要を掲示している	
(2) 事前調査結果の記録の写しを現場に備え付けている	
(3) 周辺住民への事前調査結果の周知のための掲示を行っている	
(4) 事前調査結果の掲示や現場の備え付けは行っていない	

Q5： 解体部分ののべ床面積が80m<sup>2</sup>（80平方米）以上となる建築物の解体工事  
 請負金額100万円（税込）以上の建築物の改修工事  
 請負金額100万円（税込）以上の特定の工作物（ ）の解体・改修工事  
 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体・改修作業

のいずれかに該当する場合は、令和4年4月1日以降石綿の有無にかかわらず、事前調査結果を全件労働基準監督署に報告することが必要です（元請事業者には報告義務があります）。事前調査結果の労働基準監督署への報告義務について知っていますか。

（ ）報告が必要な工作物は、反応槽、ボイラー、圧力容器などです。詳しくは別添の資料をご覧ください

<input type="checkbox"/>	(1) 知っている	
	(2) 知らなかった	
	(3) 該当する工事を行うことはない 又は 元請になることはない	
	(4) 報告を行う予定はない	
	(5) 対象工事について報告を行っている	

→（上記で（1）又は（2）を回答した場合）

詳しい説明を希望しますか はい・いいえ

Q6：建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修を行う部分に石綿（アスベスト）が含まれていることが判明した場合、石綿障害予防規則に基づく措置を行っていますか。

石綿障害予防規則により、吹付材・保温材等の除去等を行う際の負圧隔離、建材の湿潤化、作業者の呼吸用保護具の着用、石綿作業主任者の選任等の措置が必要です。

- (1) 吹付材・保温材等の除去等を行う際の負圧隔離 有・無  
 (2) 建材の湿潤化 有・無  
 (3) 作業者の呼吸用保護具の着用 有・無  
 (4) 石綿作業主任者の選任 有・無

Q7：石綿が含まれる建築物・工作物・鋼製の船舶の解体又は改修を行う際には、写真や動画により作業の状況を記録し、3年間保存する必要があります。当該規定について知っていますか。

(1) 知っている	
(2) 知らなかった	
(3) 写真や動画による記録を行う予定はない	

石綿障害予防規則第35条の2等により、以下の事項を写真・動画で記録し、3年間保存する必要があります。

作業現場の掲示の状況（石綿の事前調査結果、関係者以外立入禁止、飲食喫煙禁止 等）  
 作業の実施中の記録（保護具の着用状況、負圧隔離の状況、湿潤化の状況 等）  
 除去した石綿建材の梱包、適切な仮置き状況 等

**点検事項は以上です。回答は別紙「（回答票）」へ記入してお送りください。**

改正石綿障害予防規則に係る詳細は石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

## 別紙 回答表（改正石綿障害予防規則）

### <回答要領>

郵送、電子メールにて回答をお願いいたします。

郵送の場合は、この自主点検表をそのまま郵送していただいてもかまいません。

e-mailで回答される場合は、以下のページ（三重労働局内特設ページ）より回答表をダウンロードしていただき、メールに添付して回答してください。

（ダウンロード先） [https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kaisei\\_tenken2023\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kaisei_tenken2023_00001.html)

### <回答先>

〒514-8524 三重県津市島崎町 327 番 2 津第二地方合同庁舎  
三重労働局健康安全課

e-mail : [kenkouanzenka-miekyoku@mhlw.go.jp](mailto:kenkouanzenka-miekyoku@mhlw.go.jp)

### <ご提出期日のお願い>

令和5年9月29日までにご提出をお願いします。

### 回答者（必ず記入してください。）

事業場名（法人名・支店名（工場名））

電話番号（                      -                      -                      ）

### 回答内容（該当するものに○をつけてください。）

質問		回答	
Q1	該当するものに それぞれ○	(1) 建築物	有・無
		(2) 工作物	有・無
		(3) 鋼製の船舶	有・無
Q2	複数回答可 該当するものに○	(1)・(2)・(3)・(4)	
	(1)～(3)に1つでも○がついた場合 該当するものに○	<調査結果の保存> している・していない	
Q3	3-1	該当するものに○	(1)・(2)・(3)
	3-2	3-1で(1)または(2)を回答した場合 該当するものに○	(1)・(2)・(3)・(4)・(5)
	3-3	3-2で(1)～(3)を回答した場合 取得済または取得予定の資格	特定調査者 ・ 一般調査者 ・ 一戸建て調査者 ・ アスベスト調査診断協会 ・ その他(                      )
Q4	複数回答可 該当するものに○	(1)・(2)・(3)・(4)	
Q5	複数回答可 該当するものに○	(1)・(2)・(3)・(4)・(5)	
	(1)または(2)を回答した場合 該当するものに○	<説明会の希望> 有・無	
Q6	該当するものに それぞれ○	(1) 負圧隔離	有・無
		(2) 湿潤化	有・無
		(3) 呼吸用保護具	有・無
		(4) 作業主任者	有・無
Q7	該当するものに○	(1)・(2)・(3)	